

障害福祉サービス事業所等の 処遇改善や職場改善の取組を支援します！

事業の概要

社会保険労務士などの専門家派遣・研修会

処遇改善加算の取得

- 新規取得支援
- より上位の処遇改善加算, 特定処遇改善加算の取得支援



職場環境の改善

○ICT導入による業務効率化支援

- 例
- ・介護ソフトの導入
 - ・グループウェアによる支援情報共有
 - ・支援から介護報酬請求まで一貫したシステム管理

○入職促進・離職防止等の取組支援

- 例
- ・事業所にあつた働き方改革とは？
 - ・キャリアアップ支援
 - ・多様な働き方の推進
 - ・職員を適切に評価する基準や仕組みづくり

令和5年度の事業の詳細については決定し次第, 別途お知らせいたします。

<問い合わせ先>

宮城県保健福祉部障害福祉課運営指導班
※お問い合わせは, E-mailでお願いします。
E-mail・・・syoufukuun@pref.miyagi.lg.jp

令和4年度

障害福祉施設管理責任者等 感染対策担当者対象

新型コロナウイルス感染症防止対策相談窓口のお知らせ (障害福祉施設)

感染症の不安から安心して障害福祉サービスを提供し続けるために

電話・メール相談

今すぐ確認したい新型コロナウイルス感染症について、日頃感じている疑問や不安に**障害福祉施設相談窓口担当**の相談員が対応いたします。

講師派遣による講義・現場指導

- ◎講義による職員指導
 - ◎ゾーニング・ガウンテクニック指導
 - ◎感染対策マニュアル・事業継続計画(BCP)作成等の助言
- 講師**が現場でアドバイスいたします。

感染症は予防できるの？

標準予防策ってなに・・・？



感染症を拡げないためにはどうするの？

連絡先

☎ 080-1679-5164 / FAX 022-276-4724

📧 miyakan.syougai@miyagi-kango.or.jp

月曜日～金曜日 9時～12時 / 13時～17時 (祝日・8/12～/16・年末年始を除く)
宮城県看護協会新型コロナウイルス感染症防止対策相談窓口(障害福祉施設担当)

☆派遣講師：公益財団法人宮城厚生協会本部 副看護部長 感染管理認定看護師 残間 由美子氏 プロフィール☆

公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院感染制御室室長として15年間活躍。2020年厚生労働省クラスター班に所属し、新型感染症(COVID-19)施設内チェックリストの作成に尽力。2021年4月「NPO法人みやぎ感染予防教育推進ネットワークきれいな手」を立ち上げ理事長就任。看護学修士(感染管理・感染看護分野)。

※感染管理認定看護師…感染対策における高度な専門知識や実践力を持つ者として、日本看護協会から認定された看護師

主催：宮城県・公益社団法人宮城県看護協会(宮城県からの受託事業)

令和6年度社会福祉施設等施設整備費補助事業について（案）

令和5年3月時点

施設支援班

1 整備方針（補助協議対象事業）

宮城県障害福祉計画やみやぎ障害者プランに基づき、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」への対応、入所等から地域生活への移行、障害児の健やかな育成のための発達支援の観点から、次に該当するものを特に優先的な補助協議対象とします。

(1) 重度障害者・長期入院精神障害者・強度行動障害を有する者等に対応する日中活動の場及びグループホームの整備

- ・ 障害者支援施設に入所している障害者、障害児入所施設から成人サービスへ移行する障害者を積極的に受け入れるグループホーム
- ・ 精神科病院に長期入院している障害者を積極的に受け入れるグループホーム
- ・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアを必要とする障害児者等を受け入れる日中活動の場（生活介護、児童発達支援センター等）及びグループホーム（日中サービス支援型等）

(2) 地域生活支援拠点の整備

- ・ 地域生活支援拠点のための緊急時の受入体制や体験利用機能を備えたグループホームや短期入所事業所等

2 補助事業の概要

本事業は、国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金」を活用し、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の一部について、県の予算の範囲内で補助を行うものです。

但し、仙台市内に所在する施設等の整備については、仙台市が補助事業の実施主体となります。

令和5年4月の子ども家庭庁創設に伴い、障害児関係施設の整備は国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」から「次世代育成支援対策施設整備交付金」の対象となります。そのため、整備区分や補助基準等は今後変わる可能性があります。詳細が示され次第、周知いたしますので御承知おきください。

3 補助対象事業者

社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等

4 補助対象施設

- ・ **障害者総合支援法に基づく施設**

障害福祉サービス事業所（療養介護，生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援），障害者支援施設，居宅介護事業所，重度訪問介護事業所，同行援護事業所，行動援護事業所，短期入所事業所，就労定着支援事業所，自立生活援助事業所，共同生活援助事業所，相談支援事業所，福祉ホーム

- ・ **児童福祉法に基づく施設**

児童福祉施設（障害児入所施設，児童発達支援センター），児童発達支援事業所，放課後等デイサービス事業所，居宅訪問型児童発達支援事業所，保育所等訪問支援事業所，障害児相談支援事業所

5 整備区分

- ・ **創設**（新たに施設を整備すること。）

※ 新たに障害福祉サービスを開始するため，別な用途で使われている既存建物の改修する場合を含む。

- ・ **増築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。）

- ・ **改築**（既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む）をすること。）

- ・ **大規模修繕等**（既存施設の一部改修や付帯設備の改造等）

※ 消防法令等により必要となる設備の整備，防犯カメラ設置等の安全対策，安全上問題のある既存ブロック塀等の改修を含む。

※ 大規模修繕等の詳細については，厚生労働省の定める「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」を参照。

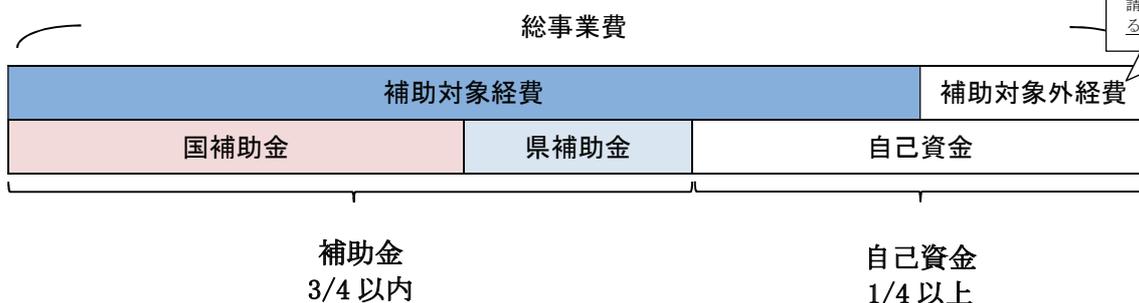
- ・ **スプリンクラー設備等整備**

- ・ **老朽民間社会福祉施設整備**（障害福祉サービス事業所，障害者支援施設，障害児入所施設）

- ・ **避難スペース整備**（居宅介護及び相談支援を行う事業所を除く。）

6 補助率等

総事業費のうち**補助対象経費の3/4以内**（国：1/2以内，県：1/4以内）



※ 整備区分が「創設」，「増築」，「改築」，「老朽民間社会福祉施設整備」又は「避難スペース整備」の場合，『補助対象経費の総額の3/4』と国の要綱で定める『間接補助基準額』を比較して，低い方の金額が補助上限額となります。

※ 整備区分が「大規模修繕等」又は「スプリンクラー設備等整備」の場合，『補助対象経費の総額』と国の要綱で定める『間接補助基準額』を比較して，低い方の金額に3/4を乗じた金額が補助上限額となります。

※ 上記により算出された金額はあくまでも補助の上限額であるため，必ずしも，満額の交付を保証するものではありません。

※ 自己資金に寄付金を充てる場合は，補助上限額が上記の場合とは異なることがあります。

(参考) 補助金算定の考え方

グループホーム（定員2名の短期入所を合わせて整備）を新築（創設）する場合の例

補助対象経費		(単位：千円)			
工事請負費	工事事務費	対象経費の3/4	補助基準額	補助金の額	事業者負担
A		B	C	BとCの小さい方	
①	$32,000 + \text{実際 } 800 = \text{総額 (補助対象経費) } 32,800$ $(A \times 2.6\%) = 832$ $\text{補助対象経費 } 32,800 \times 3/4 = 24,600$	24,600	25,200 (GH単価) + 5,550 (短期入所整備加算) 30,750	24,600	8,200
②	$35,000 + \text{実際 } 3,000 = \text{総額 } 38,000$ $(A \times 2.6\%) = 910$ $\text{補助対象経費 } 35,910 \times 3/4 = 26,932$ (端数切捨)	26,932 (端数切捨)		26,932	11,068
③	$40,000 + \text{実際 } 3,000 = \text{総額 } 43,000$ $(A \times 2.6\%) = 1,040$ $\text{補助対象経費 } 41,040 \times 3/4 = 30,780$	30,780		30,750	12,250

※工事事務費は工事請負費の2.6%に相当する額を限度に算定可能。

※25,200千円は、4～10人のGH本体の標準補助基準額（R4改正）。付帯する機能によっては所定の加算が算定できます。（例では短期入所）

7 令和6年度事業に係るスケジュール（予定）

R 5	5月29日（月）	○事業の協議受付開始
	6月30日（金）	○障害福祉関係施設の整備計画（別紙）提出締切り
	8月25日（金）	○所定の各書類提出締切り
	～9月上旬	○第一次審査（書類審査）
	～9月末	○第二次審査（事業ヒアリング）
R 6	10月～12月	○国庫補助協議案件候補選定
	1～3月	○社会福祉施設等の整備に関する審査会
	3月下旬	○国庫補助協議案件を決定
	3月末	○国庫補助協議（県→国）
	6月下旬頃	○国庫補助内示（国→県）

	<p>○補助内示（県→事業者）</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #f0e6e6; padding: 5px; text-align: center;"> <p>※内示を受けて事業の着手が可能となります。 内示前に着手したものは本補助事業の対象外となります。</p> </div> <p>○補助金交付申請（事業者→県→国）</p> <p>○交付決定（国→県→事業者）</p> <p>○事業完了</p> <p>○実績報告（事業者→県→国）</p>
7月頃	
R7 3月8日（金）	
まで	

8 留意事項

（1）事業計画について

- ・ 特段の理由がある場合を除き、書類提出後の計画変更（事業種別、定員及び基本設計等）は認められません。
- ・ 施設整備予定地は、建築基準法や農地法など関係法令による規制に抵触していないことや災害時のリスクを確認し、確実に事業が継続できる場所を確保してください。災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則として、協議の対象とはなりません。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等において創設又は大規模修繕により新設又は移転改築整備をする際は、安全上及び避難上の対策を講じることを条件とします。
- ・ 事業計画は、施設整備予定地の属する市町村が策定する障害福祉計画との整合性が図られていることが必要となります。そのため、事前に市町村の障害福祉担当課に対して事業計画の説明等を行ってください。
- ・ 新規に障害福祉サービス事業所の指定を受ける場合には、指定基準等について事前に県障害福祉課担当者等と調整を行ってください。

（2）財産処分について

- ・ 原則として、補助金を活用して取得又は効用の増加した施設等（財産）については、処分に制限がかかります。財産処分を行う場合は、必ず処分前に県の承認を受ける必要があります。
処分とは…補助の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、担保(抵当権の設定)、取壊し等を指します。
- ・ 処分の内容に応じて、承認の際に補助金の一部返還等の条件が付される場合があります。
- ・ 承認を受けずに処分した場合は、補助金の返還だけでなく、加算金などの厳しい処分を受ける場合があります。
- ・ 「処分制限期間」は、厚生労働省の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定めがあります。

9 問合せ先等

- 本事業に関する要綱，通知，様式等は，県障害福祉課ホームページに掲載しています。
<https://www.pref.miyagi.jp/site/shisetsuseibi/>
- 本補助制度の概要等についての御質問は，メールで受け付けます。また，来庁しての御相談を御希望の方は，必ず事前に御連絡ください。

問合せ先：宮城県保健福祉部障害福祉課施設支援班

電 話：022-211-2544

E-mail：syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp

令和5年度
障害福祉施設の原油価格・物価高騰等緊急対策投資促進事業について（案）
【省エネルギー設備等導入支援事業】【ICT設備等導入支援事業】
令和5年3月時点

施設支援班

1 補助事業の概要

本事業は、物価高騰等に直面する障害福祉施設の運営費を抑制することにより、環境リスクへの対応力強化を図り、もって安定的な介護サービスの提供を目的とし、省エネルギー設備及びICT設備等の導入に要する経費について、県の予算の範囲内で補助を行うものです。

2 補助対象事業者等

県内（仙台市内含む）の障害福祉サービス事業所等を運営する法人

事業区分	省エネルギー設備等導入支援事業	ICT設備等導入支援事業
補助対象者	通所系，短期入所，入所・居住系	通所系，短期入所，入所・居住系，訪問系，相談系
補助対象経費	省エネルギー設備等の導入に要する経費（設置工事費を含む） 例）高効率空調機器，自家消費型太陽光発電設備（蓄電池併用含む）等	ICT設備等の導入に要する経費 例）タブレット端末等ハードウェア，介護支援ロボット等

令和5年度に実施をし、令和6年1月末までに補助事業に係る設備を導入し、代金の支払いが完了するものが対象となります。

3 補助率

総事業費のうち補助対象経費の10/10以内（上限あり）

4 申請等

事業の詳細は現在調整中です。申請受付開始は、**令和5年4月1日以降**を予定しておりますので、申請方法や様式等は追って周知いたします。

5 問合せ先

本補助制度の概要等についての御質問は、メールで受け付けます。

問合せ先：宮城県保健福祉部障害福祉課施設支援班

電話：022-211-2544

E-mail：syoufuku-syouene_ict@pref.miyagi.lg.jp

第四期宮城県工賃向上支援計画

- 【 計 画 策 定 】 令和3年9月
- 【 対 象 期 間 】 令和3年度～令和5年度
- 【 根 拠 】 厚生労働省「工賃向上計画を推進するための基本的な指針」
(R3.3.10一部改正)
- 【 対 象 事 業 所 】 就労継続支援 B 型事業所

【計画策定の趣旨】

一般就労が困難で福祉的就労を行う障害のある人にとって、地域で自立した生活を送るためには、就労継続支援事業所等での工賃水準の向上が重要であり、県では、平成30年度に策定した「第三期宮城県工賃向上支援計画」に基づき、合同販売会等による販路拡大、事業所職員の資質向上のための研修など様々な事業を展開してきた。

今後も継続的な工賃水準の引き上げに向けた取組を進めるに当たり、改正された国の指針や有識者による検討会での意見等を踏まえて、「第四期宮城県工賃向上支援計画」を策定したものの。

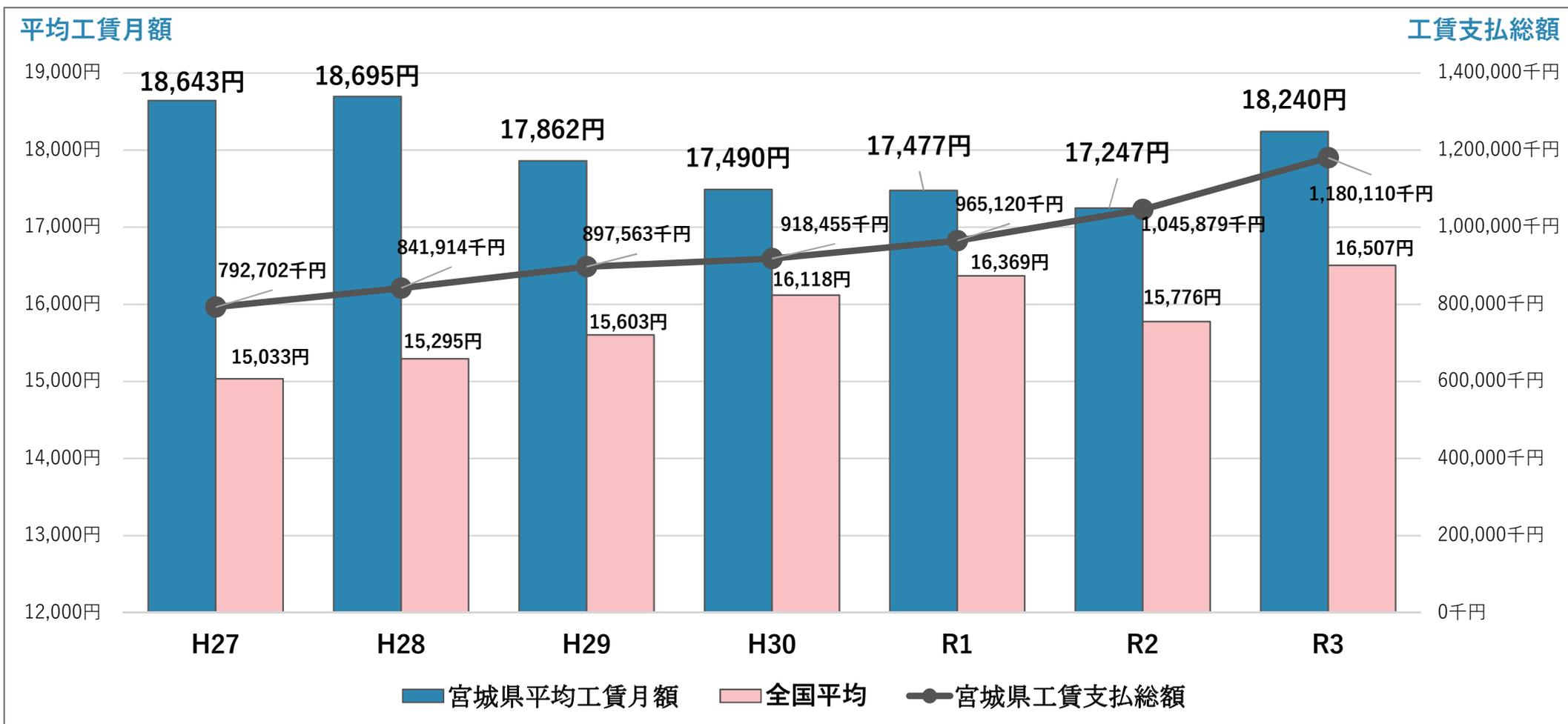
令和3年度における工賃実績

宮城県の実績

◆ 工賃支払総額	1,180,109,615円	(前年比112.8%)
◆ 平均工賃月額	18,240円	(前年比 106.7%)
◆ 平均工賃時間額	256円	(前年比105.8%)
◆ 全国順位 (月額)	13位	(前年比 3位↑)

(参考) 全国の実績

◆ 平均工賃月額	16,507円	(前年比 104.6%)
◆ 平均工賃時間額	233円	(前年比105.0%)



宮城県が目指す平均工賃月額

目標工賃月額の基本的方針

- ・ 障害者が地域で自立して生活できるようになるためには、地域の最低生活費と同等の収入を得ることが必要。
- ・ 平均工賃月額は、障害基礎年金（※1）と合わせて、地域の最低生活費（※2）と同等の収入を得ることを目指す。

※1 障害基礎年金額2級の場合： 65,075円 ※2 宮城県内の最低生活費：106,658円

宮城県が最終的に目指す平均工賃月額 40,000円 (=最低生活費 - 障害基礎年金額)

第四期工賃向上支援計画における目標平均工賃月額の設定

- ・ 令和2年度の県内事業所全体の平均工賃月額が17,247円であることを踏まえ、県が目指す平均工賃月額を基本に置きつつ、本計画期間中に達成すべき目標額を別に設定。
- ・ 対象事業所を、現在の平均工賃月額により5つのグループに区分し、各事業所が計画対象期間において目指す目標額を設定の上、グループごとに段階的に工賃を引き上げていく方式を採用。

グループ	平均工賃月額分布	目標額	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
A	40,000円以上	45,000円	8	3.2%	9	3.5%	10	3.7%	11	3.9%
B	25,000円以上 40,000円未満	40,000円	26	10.6%	29	11.2%	32	11.9%	35	12.5%
C	17,000円以上 25,000円未満	25,000円	36	14.6%	52	20.2%	80	29.7%	113	40.2%
D	12,500円以上 17,000円未満	17,000円	54	22.0%	69	26.7%	79	29.4%	87	31.0%
E	12,500円未満	12,500円	122	49.6%	99	38.4%	68	25.3%	35	12.4%
計			246		258		269		281	



項目	金額	上昇額
令和2年度平均工賃月額	17,247円	
各年度の概ねの平均工賃月額の目安		
令和3年度平均工賃月額	19,000円	1,753円
令和4年度平均工賃月額	21,000円	2,000円
令和5年度平均工賃月額	23,000円	2,000円

本計画における
宮城県の令和5年度目標平均工賃月額
23,000円

工賃向上支援に向けた主な取組

- (1) 工賃水準の上昇に向けた相談体制の整備，経営コンサルタント等の派遣
- (2) 事業所職員の意識改革やスキルアップを目的とした研修会等の開催
- (3) 共同受注の促進と組織の支援
- (4) BPOを活用した工賃倍増プロジェクト（R3・R4）
- (5) 行政機関等からの発注の促進
- (6) コロナ禍・ポストコロナにも対応したICT活用・デジタル関連分野への進出支援《新》
インターネット販売・デジタル関連業務受注，ICTを活用した業務改善等に必要な知識・技術の習得するための研修会の開催及び専門家の派遣，環境整備への支援
⇒ IT市場BPO共同受注拡大プロジェクト(R5～)
- (7) 農福連携の推進
- (8) 市町村及び企業との連携等による支援
各市町村や地元企業等の多様な分野と連携した取組，働く障害者の活動を応援する趣旨で県内企業・地方公共団体等の協力体制構築
⇒ 福祉的就労施設で働く障害者官民応援団(R4～)
- (9) 事業所指導における助言・支援等の積極的な関与
- (10) PR活動等の展開による支援

※「第四期宮城県工賃向上支援計画」は，県障害福祉課ホームページに掲載しています。
(URL：<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/koutinkozyo.html>)

工賃向上に向けた支援 ～R4から開始した取組～

福祉的就労施設で働く障害者官民応援団 (R4～)

体制イメージ

みやぎの福祉的就労施設で働く 障害者官民応援団

発起人会 ○賛同企業・団体一覧(21企業・団体)

- ・アイリスオーヤマ(株)
- ・イオン東北(株)
- ・(株)河北新報社
- ・カメイ(株)
- ・(株)七十七銀行
- ・(株)仙台村田製作所
- ・大日本印刷(株)
- ・東北学院大学
- ・東北大学
- ・東北電力(株)
- ・トヨタ自動車東日本(株)
- ・日本放送協会
- ・(株)バイタルネット
- ・東日本電信電話(株)
- ・東日本旅客鉄道(株)
- ・県社会福祉協議会
- ・みやぎ生活協同組合
- ・(株)楽天野球団
- ・県商工会議所連合会
(副会長)
- ・仙台市
- ・宮城県 (会長)

顧問

日本財団

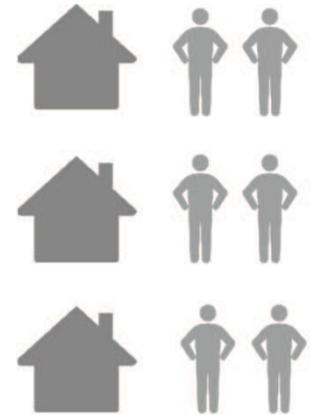
請負業務の継続発注

共同受注窓口

みやぎセルプ
協働受注センター

商品販売機会の提供

就労継続 支援事業所



地域に根ざした継続的な受注体制を
整備するため、
官民による応援組織を整備

IT市場BPO共同受注拡大プロジェクト (R5～)

宮城県は、日本財団と連携し、県内唯一の共同受注窓口「みやぎセルフ協働受注センター」に事業費を補助（みやぎセルフは、障害者特化型BPO企業・在宅就業支援団体である「VALT JAPAN」と連携）し、特に精神障害者の障害特性に適応しやすいIT関連業務の受注開拓、就労継続支援事業所の利用者及び在宅就業者へ業務提供と業務サポートを実施することで、就労機会創出を図るプロジェクトを実施します。

第1弾

BPO活用工賃向上
モデル事業
(R3～R4)

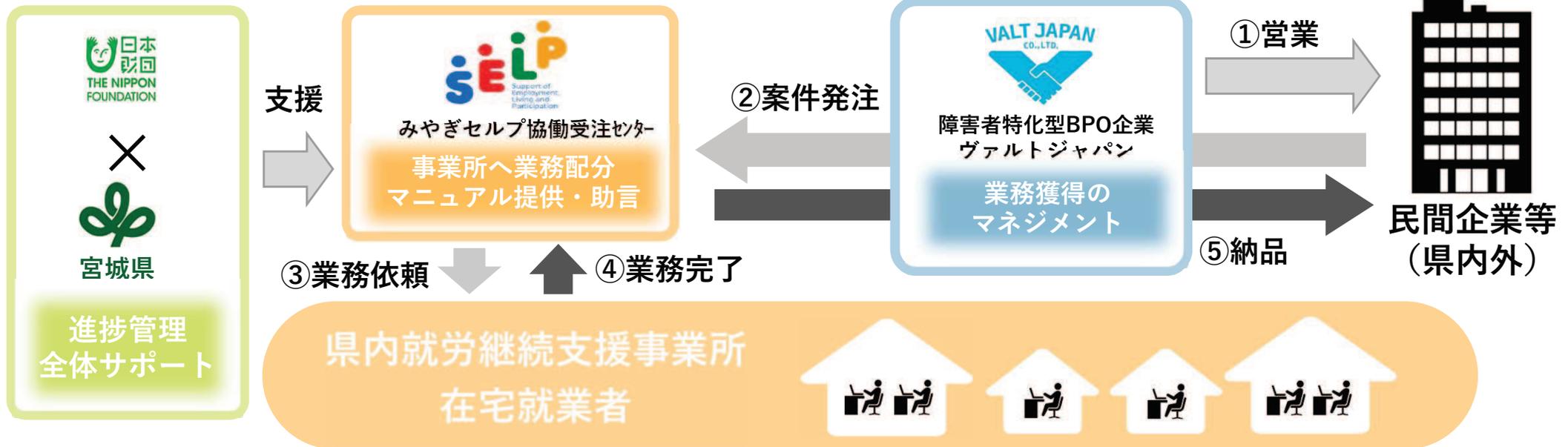
第2弾

IT市場
BPO受注拡大事業
(R5～R7)

続・プロジェクトのポイント

- ◆ IT関連業務を重点的に受注獲得
- ◆ 在宅就業希望者（就労継続支援事業所の在宅利用者、在宅就業を希望する障害者・ひきこもりの方・就労困難者等の個人）をプロジェクトメンバーに追加

事業スキーム



案件例

IT

領収書・名刺・レシート等の紙情報のPCで行うデータ入力、文字起こし入力、EC販売商品登録、画像・動画加工、アンケート結果入力、サイトパトロール etc.

その他

ホテル・オフィス・アパート等の清掃業務、除草業務、倉庫内仕分け作業、シール貼り、印刷業務、食品袋詰め、箱折、検品作業 etc.

～手話を学びたい人は～

県内の当事者団体・関連団体では「手話を学びたい」という人のために、目的に応じたサークルや講座を開設しています。多くの人と交流を深めるために、またボランティアや仕事として活用するために、積極的にご参加ください。

手話サークル

子どもからお年寄りまで、誰もが気軽に参加できる地域活動です。手話を学ぶだけでなく、耳が聞こえない・聞こえにくい人たちとついにイベントなどを楽しむこともできます。聞こえる人と聞こえない人の垣根を取り除く活動を通じて、お互いの理解と交流を深めています。

県内の活動状況については、以下Webサイトより御覧ください。

みみサポみやぎホームページ「手話サークル・要約筆記サークル」

URL <http://www.mimisuppo-miyagi.org/circle.html#circle>



手話奉仕員養成講座

手話をはじめて学ぶ人が、日常生活に必要な基本的な手話を習得することを目指す講座です。入門課程と基礎課程があり、講座を修了すると「手話奉仕員」として地域のボランティア活動に参加することができます。

手話通訳者養成講座

手話奉仕員養成講座を修了した人が対象となる講座です。手話通訳者とは、専門的な知識や技術を習得し、耳が聞こえない・聞こえにくい人の社会参加をあらゆる面でサポートする役割や責務を担う専門職です。多くの研修を受け、試験にも合格する必要がありますが、大きな意義とやりがいのある仕事です。

当事者団体・関連団体

一般社団法人宮城県聴覚障害者協会

所在地 〒983-0836 宮城県仙台市宮城野区幸町4丁目6-2 宮城県障害者福祉センター内

↓「手話奉仕員養成講座」のお問い合わせ先

電話 022-293-5531 FAX 022-293-5532 E-mail miyarou@gmail.com

宮城県聴覚障害者情報センター(みみサポみやぎ)

所在地 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目1-6 宮城県本町第3分庁舎1階

↓「手話通訳者養成講座」のお問い合わせ先

電話 022-393-5501 FAX 022-393-5502

E-mail info@mimisuppo-miyagi.org

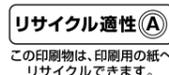
その他の当事者団体・関連団体

以下Webサイトより御覧ください。みみサポみやぎホームページ「関係団体リンク」

URL <http://www.mimisuppo-miyagi.org/link.html>



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



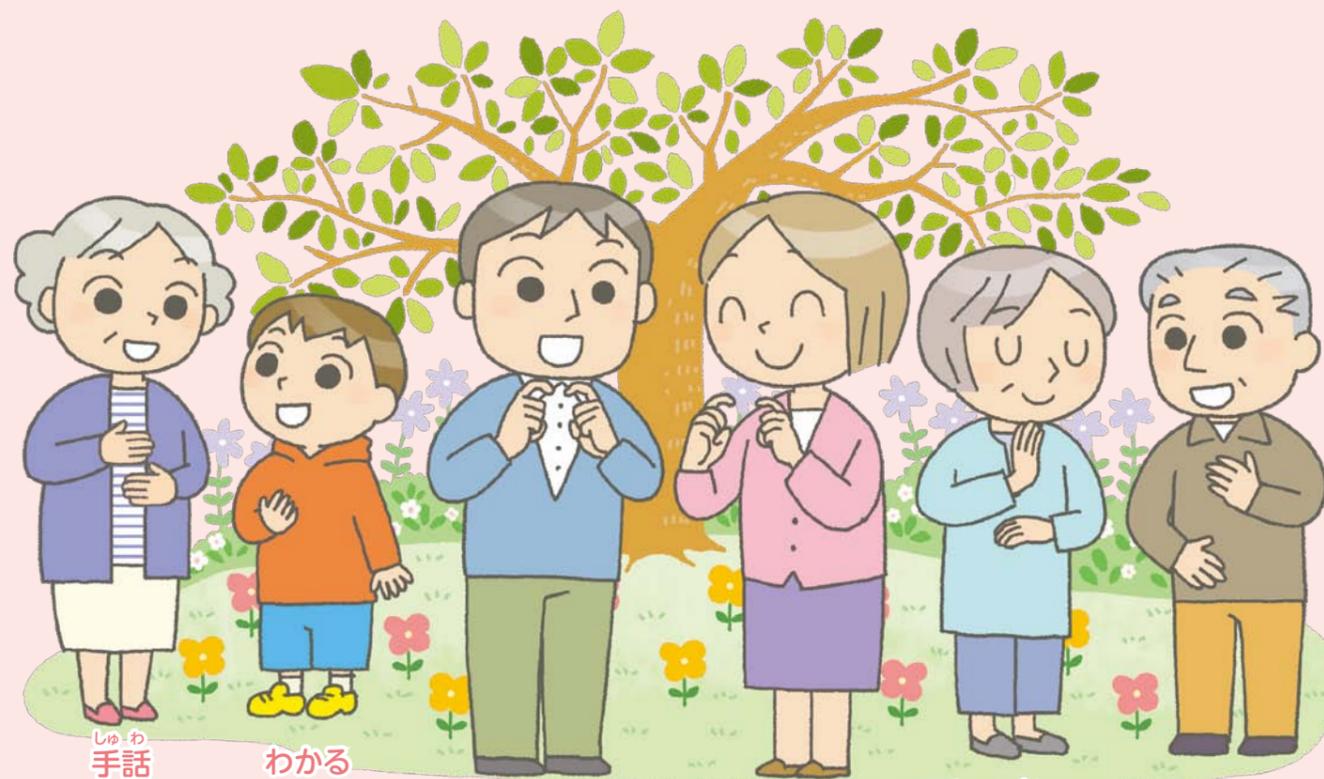
禁無断転載©東京法規出版
SG030200-17000-X14

手話で伝える、

資料16

手話でつながる

ご存じですか「宮城県手話言語条例」



手話

わかる

こんにちは

ありがとう

うれしい

手話とは? ~目で見て話すひとつの「言語」です~

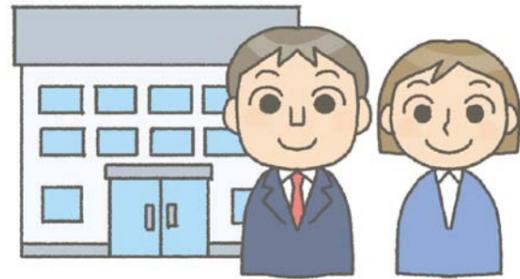
耳の聞こえる人が音声を使って会話をする日本語や英語と同じように、手話は手指や体の動き、表情など視覚を使って会話をするひとつの「言語」で、法律上でも認められています。耳が聞こえない・聞こえにくい人にかぎらず、すべての人が手話に興味をもち、日常生活のなかで使えるようになれば、コミュニケーションの輪は大きく広がります。地域ぐるみで手話を活用し、豊かな共生社会をつくりましょう。

「手話は言語」みんなが理解と協力を

宮城県手話言語条例は、「手話は言語」であることをみんなが理解した上で、地域が一体となって手話を使いやすい環境をつくり、耳が聞こえない・聞こえにくい人も、そうでない人も、お互いの人格と個性を尊重し合える社会の実現をめざす条例です。

宮城県の役割

県では、手話への理解を促進し、手話の普及と、誰もが手話を使いやすい環境を整えるために、さまざまな施策を推進します。



たとえば…

手話を学ぶ機会の確保

地域住民や行政機関の職員などが気軽に、また個々の目的に応じて手話を学習できるサークルや講座などを開設します（裏表紙参照）。



学校教育での手話の普及

耳が聞こえない・聞こえにくい幼児・児童・生徒が通う学校教職員の手話技術向上や、幼児・児童・生徒や保護者が手話を学ぶ機会の提供を推進します。また、他の幼児・児童・生徒との交流の機会の充実に努めます。



手話による情報発信

地域住民への普及啓発や、耳が聞こえない・聞こえにくい人に向けた行政情報、災害情報などを、ホームページなどで手話を用いて情報発信します。



手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣

県では、手話通訳者や要約筆記者となる支援員を養成するための研修を開催しています。



県内の市町村では、医療機関の受診、就職面接、冠婚葬祭など社会生活上必要と認められる場合、手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。

地域住民の役割

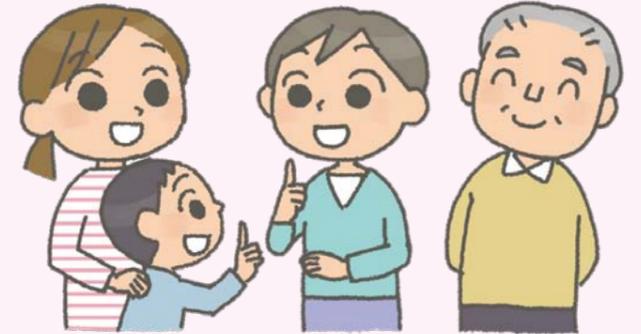
わたしたち住民は、手話への理解とともに、耳が聞こえない・聞こえにくい人に対して行われる行政のさまざまな施策や、事業者の配慮に積極的に協力します。



たとえば…

助け合いでつくる共生社会

まずは、手話に興味をもちましょう。地域の手話講座に参加し、ふれ合い、共に考え、学びましょう！豊かな共生社会は合理的な配慮による助け合いのなかから生まれます。



事業者の役割

会社やお店などの事業者は、手話への理解とともに、耳が聞こえない・聞こえにくい客へのサービスや従業員への配慮などを推進します。必要に応じて手話通訳者の派遣を依頼します。



たとえば…

音声以外による顧客対応

施設や店舗の受付などで、耳が聞こえない・聞こえにくい顧客に対して、手話をはじめとして、筆談など音声とは違う方法で会話ができるような準備や工夫をしましょう。



働きやすい環境づくり

耳が聞こえない・聞こえにくい従業員が職場に適應できるように、ほかの従業員が簡単な手話を覚えたり、筆談や絵・図などを利用したりして円滑な意思疎通をはかりましょう。



よく理解して正しくサポートを

耳が聞こえない・聞こえにくい人は、普段どんなことに困っているのでしょうか。何に困っているのかを知って、正しいサポートにつなげましょう。ちょっとした「気づき」や「心配り」がコミュニケーションを円滑にします。

こんなことで困っています

音による情報に気がつかない

駅や商業施設などで事故等の放送による案内が聞こえないので、いないと思われたり、必要な情報が得られなかったりします。



外見では気づいてもらえない

外見からはわかりにくいので、視線の合わない場所から声をかけられて気づかなかったとき、「無視された」と誤解されることがあります。



周囲の状況がわからない

自転車のベルや自動車のクラクションなどが聞こえず、路上で危険な目にあうことがあります。また、災害時などの状況判断が遅れることがあります。



複数での会話が難しい

複数の人が同時に話すと、相手の口の動きや表情が見えず、話の内容が理解できなくなることがあります。また、自分の思いも伝えられないことがあります。



せつ かた 接し方のポイント

耳が聞こえない・聞こえにくい人すべてが手話を使えるとはかぎりません。どのくらい聞こえるかも人によってさまざまです。「聞こえない?」と思ったら、その人の状態にあわせ、手話だけでなく、残っている聴力、口の動きや表情などスムーズなコミュニケーションに役立つ手がかりを見つけることが大切です。

手話を覚えよう

手話と親しむために身近なものから覚えて積極的に使ってみましょう。日常生活で何気なくしている自然な動作が、手話に似ている場合もあります。また、手話以外に役立つコミュニケーション方法も知っておきましょう。

みやぎ 宮城



しゅわ 手話



こんにちは



よろしくお願いします



ありがとう



ごめんなさい





うれしい
たの
・楽しい

わん曲させた両手を折り曲げて、親指以外の指の指先を胸に向け、交互に上下に動かす。



かな
悲しい

親指と人差し指の先をつけて目の下にあて、涙を流すように少し左右にゆらして下げる。



わかる

右手の手のひらで、胸のあたりをトントンと軽くたたく。



わからない

右手の指先で、胸の下から肩のあたりを2回くらいかき上げる。



できる

右手の親指以外の4本の指の先を、左胸から右胸の順にあてる。



できない
むずか
・難しい

右手の親指と人差し指で、右頬を軽くつねるようにする。



あぶ
危ない

折り曲げた右手(もしくは両手)の指先で、胸を2回くらいたたく。



に
逃げる

両手を握り、走って逃げるように交互にすばやく腕を振る。

※ここで紹介している手話と違う表現もあります。

手話以外のコミュニケーション

筆談

ノートやメモ帳などに文章を書きながら会話をしましょう。読み書きが苦手な人もいるので、あいまいな表現や、まわりくどい表現はさけて、短くわかりやすい文章を書くようにしましょう。



空書

空間に指で大きくゆっくりと、なるべく画数が少なく、わかりやすい文字を書くように心がけてコミュニケーションをとりましょう。同じように、テーブルの上や手のひらなどに書く方法もあります。



口話

補聴器などを使えば少しは聞こえる人とは音声による会話もできますが、大声を出すことで逆に聞きづらくなることがあります。はっきり口を動かしながら、1文字ごとに区切るのではなく、例えば、「雨が降っています」は「雨が」「降っています」と、ゆっくりと話すようにしましょう。



その他

たとえば、図やイラストを描いたり、ジェスチャー(身振り)をしたりして、こちらが伝えたいことを表現するのも有効な方法です。必要に応じてさまざまな方法を組み合わせてみましょう。



会話のポイント

耳が聞こえない・聞こえにくい人と会話をするときは、話の内容をこまめに確認しながら進めましょう。手話などコミュニケーション方法の技術の習得と共に大切なのは、「相手に伝えようとする気持ち」と「相手が伝えたいことをわかってもらう気持ち」です。

このマークをご存じですか



手話マーク

「手話で対応をお願いします」「手話で対応します」等を示すマークです。



聴覚障がい者標識

聴覚障がいがあることから運転免許に条件がある人の車に表示するマークです。周囲の運転者は配慮しましょう。

相談支援専門員・ サービス管理責任者等に係る研修について

1 相談支援従事者研修

相談支援従事者研修

研修課程	目的・内容	受講対象者
初任者研修 (7日間)	相談支援専門員の資格取得	相談支援業務に従事する予定がある者
現任研修 (4日間)	相談支援専門員の資格更新 (5年ごと)	次のいずれかを満たす者 1 受講開始日前の5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。 2 現任研修を修了し、現に相談支援業務に従事している。(受講が2回目以降の場合) ※ 令和2年3月31日までに資格を取得していた方が令和2年4月1日以降に受講する初回の現任研修ではいずれも不要
専門コース別研修 (1日間又は2日間)	相談支援専門員の資質向上	現に相談支援業務に従事している者
主任研修 (5日間)	主任相談支援専門員の資格取得	現任研修を修了し、3年以上の相談支援の実務経験がある者 (市町村推薦, 事前課題による審査あり)

2 サービス管理責任者研修 児童発達支援管理者研修

1 平成31年度以降に資格を取得する方へ

研修課程	目的・内容	受講対象者
基礎研修 (4日間)	実践研修の受講資格の取得	一定の実務経験※を有する者 ※従事するための実務経験マイナス2年の時点から受講可

2年間以上の実務経験

研修課程	目的・内容	受講対象者
実践研修 (2日間)	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格取得	基礎研修を修了後、実践研修の受講前5年以内に2年間以上の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験がある者

5年度ごと

研修課程	目的・内容	受講対象者
更新研修 (1日間)	資格の更新 (5年度ごとに繰り返し)	①実践研修の修了者 又は ②平成30年度までの旧研修の修了者

実務経験について

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験として算定できる事業・施設等は、厚生労働省告示に定められたものが対象です。

(例) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業 など

(厚生労働省告示)

- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83aa8498&dataType=0&pageNo=1

- 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2794&dataType=0&pageNo=1

ご自身の職歴がいずれの事業・施設等に当たるかご不明な場合は、従事している（していた）事業所等の管理者等へお尋ねください。

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数				
			国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者		
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 [告示一イ(1)(一)]	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	5年以上		
		b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。					
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者					
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者					
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者					
		f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者					
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					
	(三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 [告示一イ(1)(二)]	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				5年以上	8年以上
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者					
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者					
		d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者					
		e 特別支援学校等の従業者					
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マツ

サージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

出展：厚生労働省「令和元年度サービス管理責任者等指導者養成研修」

http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2019/servicekanri_siryuu.html

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)				
			国家資格保有者※1	有資格者※3	それ以外の者		
障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 [告示一(1)(一)]	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	/	5年以上		
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。					
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者					
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者					
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者					
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者					
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						
	ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 [告示一(1)(二)]	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				5年以上	8年以上
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者					
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者					
(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者							
(5) 学校等の従業者							
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者							

※1 上記イの相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

出展：厚生労働省「令和元年度サービス管理責任者等指導者養成研修」

http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2019/servicekanri_siryuu.html

2 平成30年度までに資格を取得していた方へ

- 平成30年度までの旧研修の修了者は、令和6年3月31日まではサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者と見なします。
- 令和6年4月1日以降もサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するためには、令和6年3月31日までに更新研修を修了し、その後5年度ごとに更新研修を繰り返し修了する必要があります。

3 研修の見直しに関するQ&A

(実践研修の受講に必要な要件)

問1 基礎研修修了後、実践研修受講に必要な通算2年間以上の業務とは、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が行う個別支援計画の原案作成に係る業務に限られるのか。

厚生労働省告示において、「相談支援の業務又は直接支援の業務」としており、必ずしも個別支援計画の原案作成等の業務のみに限られない。

(研修分野統合について)

問2 従来のサービス管理責任者研修の各分野（介護，地域生活（身体），地域生活（知的・精神）及び就労の各分野）及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一することのだが，サービス管理責任者が児童発達支援管理責任者にもなれるということか。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件は，それぞれの告示において，①実務経験者であること及び②研修修了者であることを規定している。

研修の見直し後，②の要件は統一される。

一方，①の要件については，これまでと同様，それぞれの要件が必要になる。

4 基礎研修のみ修了した者の取り扱い

基礎研修は実践研修の受講資格を取得するための研修です。

実践研修まで修了しなければ、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事できません。

（例外1）令和4年3月31日までに基礎研修を修了し、かつ、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験を有している場合（基礎研修の修了日から3年以内に限ります。）

（例外2）正式なサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が同じ事業所等に配置されている場合

各研修の日程について

募集・開催時期は、令和5年5月以降に
県又は業務受託者のウェブサイトで公表予定

令和5年度宮城県障害福祉関係施設介護人材確保支援事業補助金募集要領（案）
【令和5年3月時点】

宮城県では、県内の障害福祉分野の人材確保・育成を図るため、無資格の方を雇用し、介護業務に従事しながら雇用期間中の勤務の一部として、介護職員初任者研修・障害福祉関連の研修を受講させる事業者に対し、予算の範囲内において研修受講費用及び研修受講期間の代替職員相当分の人件費を補助する事業を実施し、以下のとおり申請事業者を募集します。

1 補助対象者

宮城県内において障害福祉サービス事業所等を運営している法人で、「2 補助要件等」を満たす法人

2 補助要件等

	<p>○宮城県内の対象施設にて、令和元年4月1日以降に無資格者*を介護職員として雇用した法人であること。</p> <p>※無資格者とは、介護職員初任者研修にあっては、宮城県介護職員初任者研修実施要綱第20に定める者以外で、介護職員初任者研修を修了していない者を指し、介護職員初任者研修以外の研修にあっては、「3 補助内容」に定める各研修の未修了の者を指す。</p> <p>○以下に定める研修受講期間に対象となる研修を受講させ、修了させること。</p> <p>○宮城県内の対象施設で、介護業務に従事させること。 （経理や営業など直接的支援以外の業務は除く。）</p>
対象施設	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成18年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、宮城県知事等が指定した事業所等（詳しくは別表1を参照）</p> <p>○市町村長が登録する基準該当事業所</p> <p>○介護保険事業所（詳しくは別表1を参照）</p>
雇用形態等	<p>○雇用形態は、正規・非正規を問わない。</p> <p>○勤務日数・勤務時間については、週3日以上かつ週10時間以上とする。雇用するにあたり、公募の必要はない。</p>
研修受講期間	<p>○令和5年4月3日（月）から令和6年3月29日（金）まで</p> <p>※令和6年3月29日までに研修を修了しなければならない。</p>

3 補助内容

受講料については、研修受講料、研修受講に係る教材費が対象となります。消費税及び地方消費税を含み、研修に係る旅費は除きます。

対象となる研修名	補助対象経費	補助額	補助事業者
介護職員初任者研修	受講料	定額（上限額86千円/人）	障害福祉サービス事業所等
	代替職員の人件費相当分	①通学の場合：定額166千円/人 ②通信の場合：定額115千円/人	
居宅介護職員初任者研修	受講料	定額（上限額66千円/人）	障害福祉サービス事業所等
	代替職員の人件費相当分	①通学の場合：定額166千円/人 ②通信の場合：定額115千円/人	

同行援護従業者 養成研修（一般 課程）	受講料	定額（上限額 37 千円/人）	障害福祉サービ ス事業所等, 介護 保険事業所
	代替職員の人 件費相当分	定額（上限額 23 千円/人）	
同行援護従業者 養成研修（応用 課程）	受講料	定額（上限額 26 千円/人）	障害福祉サービ ス事業所等, 介護 保険事業所
	代替職員の人 件費相当分	定額（上限額 14 千円/人）	
強度行動障害支 援者養成研修 （基礎研修）	受講料	定額（上限額 25 千円/人）	障害福祉サービ ス事業所等, 介護 保険事業所
	代替職員の人 件費相当分	定額（上限額 14 千円/人）	
強度行動障害支 援者養成研修 （実践研修）	受講料	定額（上限額 25 千円/人）	障害福祉サービ ス事業所等, 介護 保険事業所
	代替職員の人 件費相当分	定額（上限額 14 千円/人）	
喀痰吸引等研修 （3号研修）	受講料	定額（上限額 68 千円/人）	障害福祉サービ ス事業所等
	代替職員の人 件費相当分	定額（上限額 11 千円/人）	

4 募集期間・人数

	交付申請書受付期間	募集予定人数
第1期	令和5年7月3日から令和5年10月31日まで	30名程度
第2期	令和5年11月1日から令和6年2月29日まで	30名程度

5 留意事項

- (1) 交付決定後に、補助所要額の増額は認められないので注意願います。
- (2) 本事業による補助対象経費について、国、県、市町村等から、他の事業による補助や委託等を受けている場合、本事業に応募することはできません。
- (3) 補助予定人数を超える応募があった場合、その時点で募集を締め切ります。
- (4) 1法人あたり申請は5人を限度とします。
- (5) 介護職員初任者研修等の開講状況等は、県のホームページを確認してください。

（介護職員初任者研修）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/kaigoinyousei.html>

（居宅介護従業者養成研修）

<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/1304.html>

6 事業の主な流れ

手続きの流れ	申請事業者が行う手続き
1 交付申請	県へ交付申請書（様式第1号）の提出 <input type="checkbox"/> 申請事業総括表 <input type="checkbox"/> 事業計画書（採用通知書及び労働条件通知書添付） <input type="checkbox"/> 受講者の履歴書 <input type="checkbox"/> 所要額調書 <input type="checkbox"/> 歳入歳出予算書の抄本 <input type="checkbox"/> 県税に未納がないことの証明書 <input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書 <input type="checkbox"/> 補助金交付決定前着手届（様式第7号。県の交付決定前に研修を受講させる場合のみ） <input type="checkbox"/> 研修の受講料（税込，テキスト代含む），日程が分かる書類
↓	↓
2 審査・決定通知	
↓	↓
3 事業開始	交付決定額から20%以上の減少を伴う場合は，変更申請（様式第2号）を行って下さい。
↓	↓
4 事業完了	県へ実績報告書（様式第5号）の提出 <input type="checkbox"/> 事業実績総括表 <input type="checkbox"/> 事業実績報告書 （受講者が勤務時間内に研修を受講したことが分かる書類，法人の受講料負担額が分かる書類，受講者の研修修了証の写し添付） <input type="checkbox"/> 所要額精算調書 <input type="checkbox"/> 歳入歳出決算書（見込書）の抄本
↓	↓
5 確定金額通知・支払い	<input type="checkbox"/> 口座振替依頼書（任意様式）の提出

7 申請書類等の提出先

宮城県保健福祉部障害福祉課企画推進班

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL：022-211-2538

FAX：022-211-2597

MAIL：syoufukup@pref.miyagi.lg.jp

別表 1

施設等の種類	
○障害福祉サービス事業所等	
居宅介護事業所	
重度訪問介護事業所	
行動援護事業所	
同行援護事業所	
重度障害者包括支援事業所	
療養介護事業所	
生活介護事業所	
短期入所事業所	
相談支援事業所	
自立訓練（機能訓練）事業所	
自立訓練（生活訓練）事業所	
就労移行支援事業所	
就労継続支援 A 型事業所	
就労継続支援 B 型事業所	
就労定着支援事業所	
自立生活援助事業所	
共同生活援助（グループホーム）事業所	
障害者支援施設	
児童発達支援事業所	
放課後等デイサービス事業所	
居宅訪問型児童発達支援事業所	
保育所等訪問支援事業所	
障害児入所施設	
（基準該当事業所を含む）	
○介護保険事業所	
介護療養型医療施設	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
小規模多機能型居宅介護	
短期入所生活介護	
短期入所療養介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
地域密着型通所介護	
通所介護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
特定施設入居者生活介護	
認知症対応型共同生活介護	
認知症対応型通所介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
訪問介護	
訪問入浴介護	
夜間対応型訪問介護	

令和5年3月
令和4年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導

宮城県医療的ケア児等相談 支援センターについて

宮城県保健福祉部
精神保健推進室発達障害・療育支援班

宮城県医療的ケア児等相談支援センター

概要

- 名称：宮城県医療的ケア児等相談支援センター（愛称：ちるふぁ）
- 開設日：令和4年7月1日
- 所在地：宮城県仙台市泉区南中山3丁目19-12
（電話：022-346-7835）
- 開所日：平日月曜～金曜 土日祝日及び年末年始は休み
- 開所時間：8:30～17:30 / 相談受付時間：9:00～16:30
- スタッフ：看護師1名，理学療法士1名，社会福祉士1名
全員が相談支援員の有資格者，医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者
医師等を専門職アドバイザーとして委嘱

★医療的ケア児とは★

日常生活において恒常的に人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引，経管栄養等の医療的ケアが不可欠な児童

業務内容

- ① 総合的・専門的な相談支援
医療的ケア児や家族，関係機関等からの相談に対応
- ② 情報の発信及び研修
 - ・県民や行政担当者へ関連制度やその窓口，最新の施策情報の集約・ホームページ等での発信
 - ・支援者等対象の研修開催
- ③ 関係機関との連絡調整
支援要請に基づく連絡調整，協議の場等への参画・地域の支援体制強化のための連携
- ④ 医療的ケア児等支援に係る調査等

運営

- 実施主体：宮城県（一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会への委託事業）
※相談支援専門員の職能団体

根拠

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（R3.9施行）
医療的ケア児や家族の支援に関する施策の実施が地方公共団体の責務

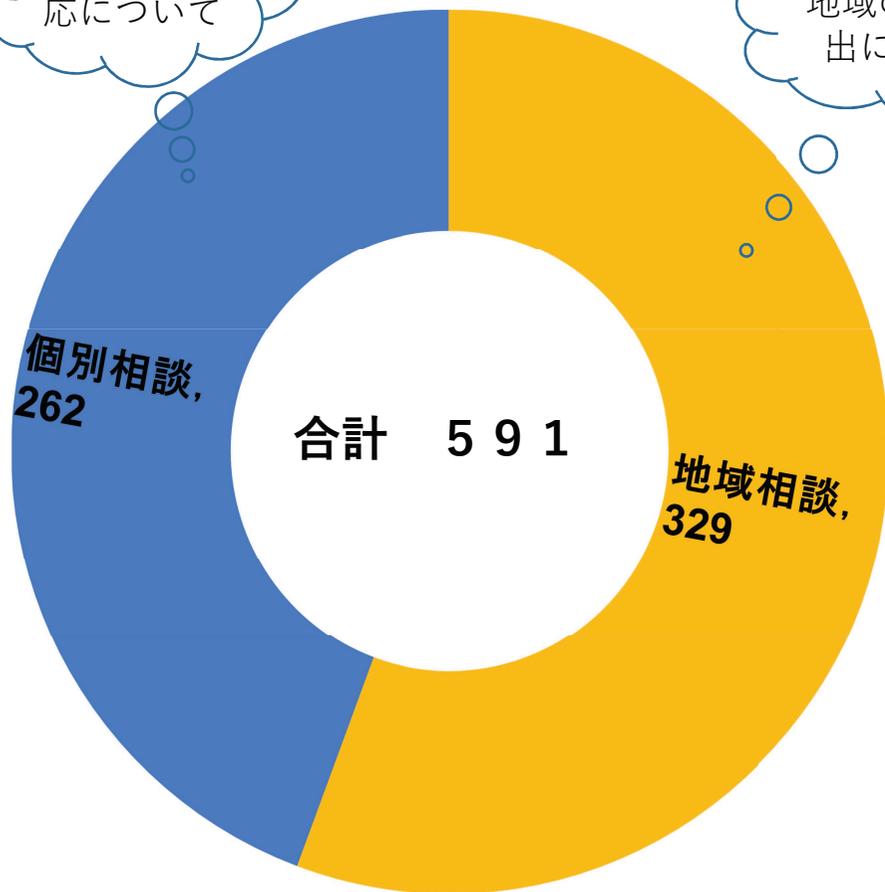
宮城県医療的ケア児等支援センター開所後の相談について

令和4年7月～12月相談実績(月平均相談件数 約100件)

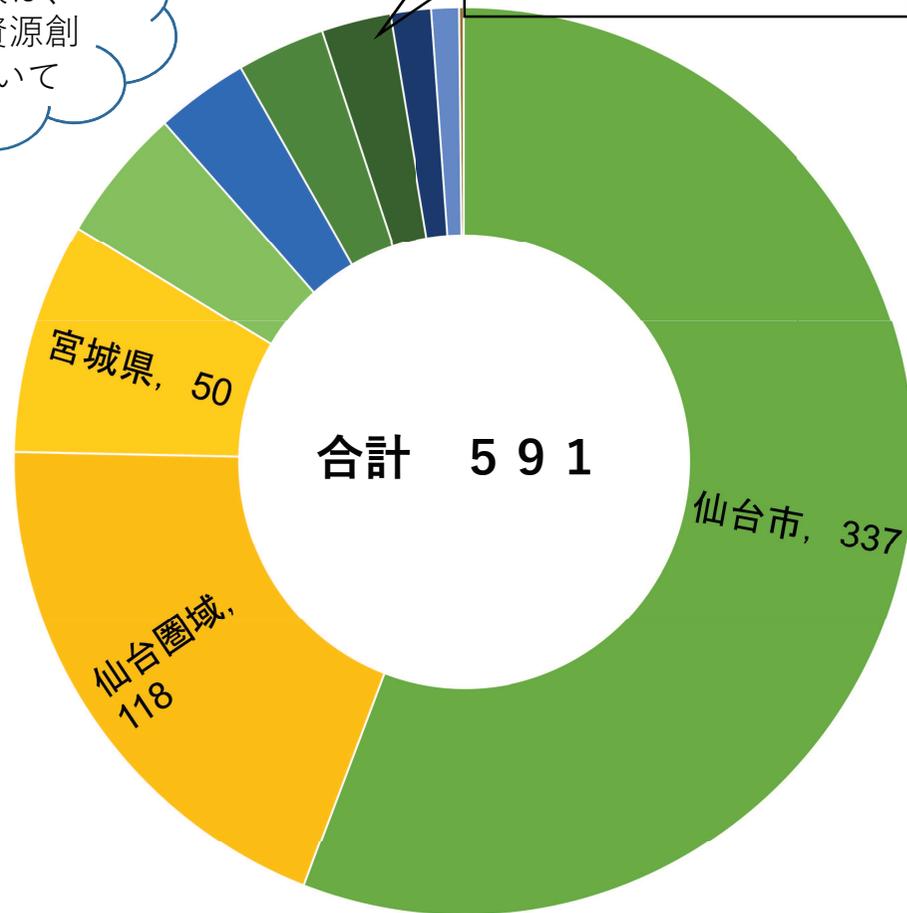
仙南圏域	20	※圏域の重複	
県外	19	相談	13
大崎圏域	15		
栗原圏域	9		
気仙沼圏域	6		

個別相談は
ケースの対
応について

地域相談は、
地域の資源創
出について



個別相談・地域相談割合



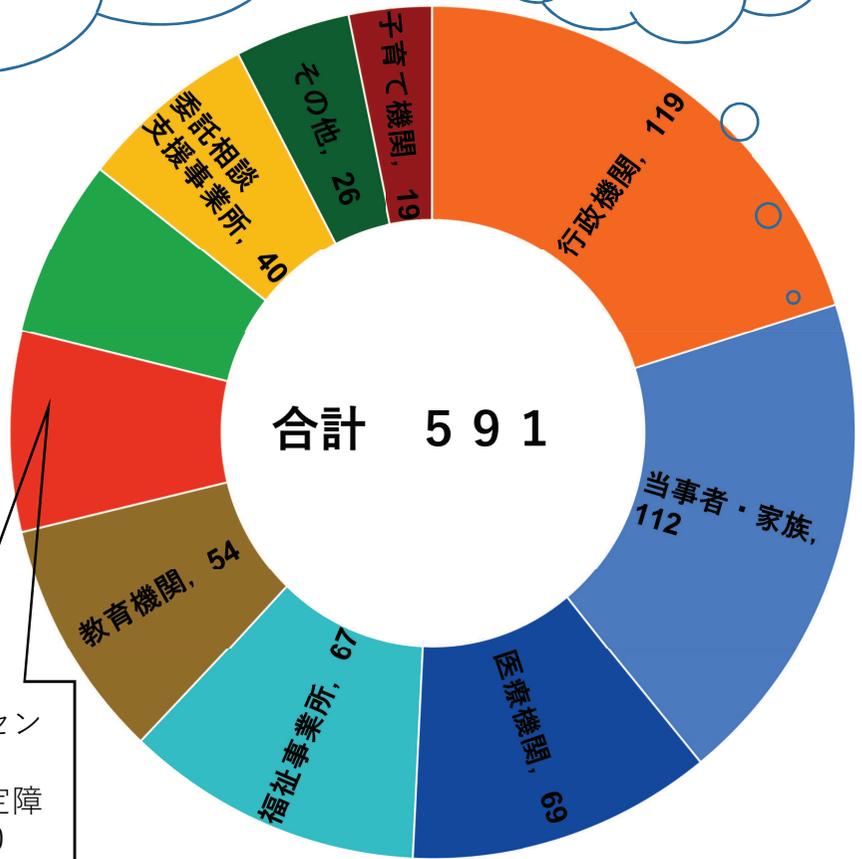
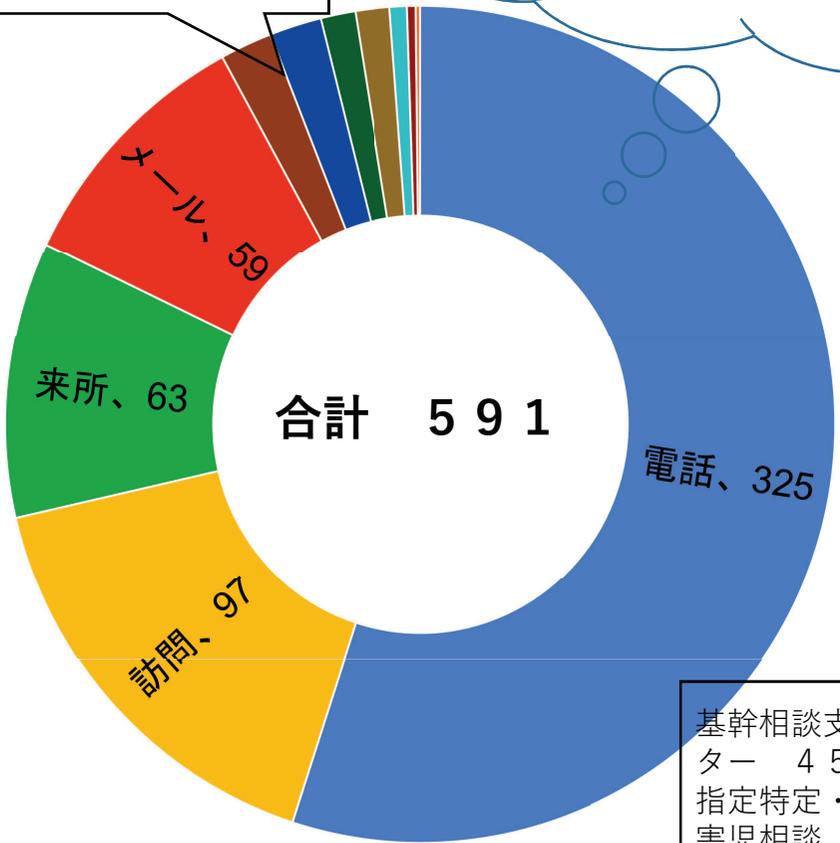
圏域別

宮城県医療的ケア児等支援センター開所後の相談について

記録	12
自立支援協議会・協議の場	12
準備・調査	8
研修講師	8
個別支援会議	4
その他の会議	2

ちるふあは基幹相談支援センターを含め相談支援関係者とネットワークがあり、既に顔の見える関係性がある。また開所直後の全圏域行脚のアウトリーチにより気軽に電話相談が来る

当事者・家族からの直接相談は約2割



基幹相談支援センター	45
指定特定・指定障害児相談	40

支援方法

相談者属性

令和5年3月
令和5年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導

介護職員等による 喀痰吸引等に係る制度について

認定特定行為における事業者登録等について

宮城県保健福祉部

精神保健推進室発達障害・療育支援班

介護職員等による喀痰吸引等の実施のための制度について

(「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)

趣旨

○介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。

☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

実施可能な行為

○たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの

※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。

☆具体的な行為については省令で定める

- ・たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- ・経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

介護職員等の範囲

○介護福祉士

☆具体的な養成カリキュラムは省令で定める

○介護福祉士以外の介護職員等

☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定

☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

○たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録（全ての要件に適合している場合は登録）

○登録の要件

☆基本研修、実地研修を行うこと

☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事

☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合

☆具体的な要件については省令で定める

※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

登録事業者

○自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録（全ての要件に適合している場合は登録）

○登録の要件

☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保

☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置

☆具体的な要件については省令で定める

※登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・ 介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）
- ・ 障害者支援施設等（通所施設及びケアホーム等）
- ・ 在宅（訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等）
- ・ 特別支援学校

※医療機関は対象外

出典：介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

実施時期及び経過措置

○平成24年4月1日施行

（介護福祉士については平成27年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。）

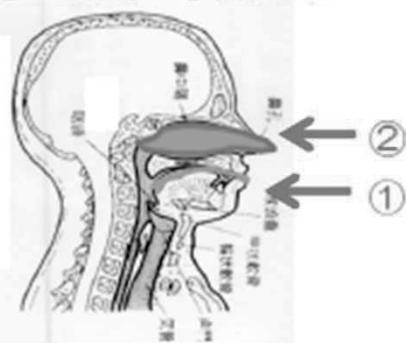
○現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるように必要な経過措置

教員等が行うことのできる医療的ケア（特定行為）の内容と範囲

喀痰吸引（たんの吸引）

筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。

①口腔内 ②鼻腔内



③気管カニューレ内



〈行為にあたっての留意点〉

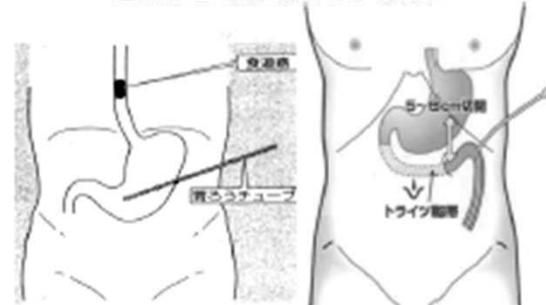
教員等によるたんの吸引は、咽頭の手前までを限度とする。

教員等によるたんの吸引は、気管カニューレ内に限る。カニューレより奥の吸引は気管粘膜の損傷・出血などの危険性がある。

経管栄養

摂食・嚥下の機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、または十分な量をとれない場合などに胃や腸までチューブを通し、流動食や栄養剤などを注入する。

④胃ろう又は腸ろう



⑤経鼻経管栄養



胃ろう・腸ろうの状態に問題がないこと及び鼻からの経管栄養のチューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、看護師等が行う。

留意点は「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（平成23年11月11日 社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知）より要約

医行為の制限

医師法

- 医行為を行えるのは医師のみ。
- たんの吸引や経管栄養は医行為に該当

- 第十七条

医師でなければ、医業をしてはならない。

※ 「医業」とは、「医療行為を業として行うこと」を言う。

※ たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理（H24厚生労働省）

- 罰則（第三十一条）

三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金又はその両方

保健師助産師看護師法

- 看護師等は、医師の指示の下に、診療の補助を行うことができる

- 第五条

この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

- 第三十一条

看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。

- 罰則（第四十三条）

二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又はその両方

医行為の制限の例外

社会福祉士及び介護福祉士法

- 介護職員であっても、以下の手続を経た後であれば、医師の指示の下に、一部の医行為（≡特定行為（たんの吸引，経管栄養））を行うことができる。
 - ① 県又は登録研修機関が行う喀痰吸引等研修を修了する。
 - ② 県から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受ける。
 - ③ 県から登録特定行為事業者の登録を受ける。

● 附則第三条 [認定特定行為業務従事者に係る特例]

介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。）のうち、同条第一項の認定特手業務認定証の交付を受けている者は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為を行うことを業とすることができる。

● 附則第四条 [認定特定行為業務従事者に係る特例]

認定特定業務従事者認定証は、厚生労働省で定めるところにより、都道府県知事が交付する。

- 2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を習得させるため、都道府県知事又は登録研修機関が行う喀痰吸引等研修の課程を修了したと都道府県知事が決定した者でなければ、その交付を受けることができない。

● 附則第二十条 [特定行為業務の登録]

自らの事業又はその一環として、特定行為（認定特定行為業務従事者が行うものに限る。）の業務を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

必要な手続き等の概要

● 実施可能な医行為（＝特定行為）

- ① 口腔内の喀痰吸引
- ② 鼻腔内の喀痰吸引
- ③ 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤ 経鼻経管栄養

● 喀痰吸引等研修の類型

	1号研修	2号研修	3号研修
対象者	不特定の者 ※複数の職員が複数の利用者にたんの吸引等を実施する場合（高齢者の介護施設や居宅系サービス事業所などでの対応を想定）		特定の者 ※個別性の高い特定の対象者に特定の職員がたんの吸引等を実施する場合（ALS・筋ジストロフィー・高位頸髄損傷・遷延性意識障害・重症心身障害者等を想定）
行える特定行為	①～⑤全て	①～⑤のいずれか	
カリキュラム	◆ 基本研修 （講義50時間＋演習） ◆ 実地研修		◆ 基本研修 （講義8時間＋演習） ◆ 実地研修
研修実施体制	県及び登録研修機関		登録研修機関
県担当課	長寿社会政策課		精神保健推進室

※喀痰吸引等研修を修了したのみでは、特定行為は行えません。

必要な手続き等の概要

① 喀痰吸引等研修の修了

県又は登録研修機関が開催する喀痰吸引等研修を受講し、修了証書の交付を受けてください。

② 従事者の認定

■ 認定特定行為従事者認定証の交付申請

所定の研修を修了し、特定行為を行う技術を習得した者として、**県が認定します。認定を受けなければ特定行為は行えません。**

■ 申請先

修了した研修種別により、担当課が異なります。

修了した研修種別	担当課	連絡先
1・2号研修	宮城県保健福祉部長寿社会政策課 施設支援班	022-211-2549
3号研修	宮城県保健福祉部精神保健推進室 発達障害・療育支援班	022-211-2543

※仙台市内の事業所等であっても、申請先は、宮城県庁となります。

必要な手続き等の概要

③ 事業者の登録

■ 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録申請

所定の研修を修了した介護福祉士又は認定特定行為業務従事者が配置され、業として特定行為を行う事業者として、県が登録します。登録を受けなければ、特定行為は行えません。（法附則第20条）

■ 申請先

事業者指定の根拠法（サービス種別）により、担当課が異なります。

根拠法	担当課	連絡先
介護保険法	宮城県保健福祉部長寿社会政策課 施設支援班	022-211-2549
障害児総合支援法 児童福祉法	宮城県保健福祉部精神保健推進室 発達障害・療育支援班	022-211-2543

※仙台市内の事業所等であっても、申請先は、宮城県庁となります。

必要な手続き等の概要

④ 登録後に必要な手続き [一部抜粋] (法第四十八の六 ※準用)

■ 変更の届出

認定特定行為従事者の増減があった場合、登録を受けた事業所が移転した場合、法人の代表者が変更となった場合 等

■ 登録の更新申請

登録時に登録していない特定行為を新たに実施しようとする場合

※認定特定行為業務従事者の認定後、実際に特定行為を提供する前に、登録更新の手続きが必要です。

■ 辞退の届出

特定行為業務を行う必要がなくなった場合

● 必要な手続きの詳細・様式等

- 宮城県「介護職員等によるたんの吸引等に関する登録申請手続き等について」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/tan-kyuin/>

- 厚生労働省「喀痰吸引等制度について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/index.html

罰則・登録の取消し・欠格条項等

社会福祉士及び介護福祉士法

- 登録を怠った場合等は、刑罰（罰金刑）の対象となる。
- 刑罰を受けた場合等は、登録の取消や業務の停止を命ずることができる。
- 刑罰や登録取消を受けた場合等は、二年間、再度の登録を受けられない。

- 附則第二十三条 [罰則]

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 附則第二十条第一項の規定に違反して、同項の登録を受けないで、特定行為業務を行つた者
- 二 附則第二十条第二項において準用する第四十八条の七の規定による特定行為業務の停止の命令に違反した者

- 附則第四十八条の七（準用）

都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることができる。

- 一 第四十八条の四各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき
- 二 第四十八条の五第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき
- 三 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

- 第四十八条の四（準用）

次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない

- 一 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 第四十八条の七の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当するものがある者

指定の取消し・欠格条項等

障害者総合支援法

- 刑罰を受けた場合等は、指定の取消や効力停止の対象となる。
- 上の場合、当該法人は、指定の取消自由及び欠格事項に概要する。

- 第三十六条 [指定障害福祉サービス事業者の指定] (抜粋)
 - 3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。
 - 四 申請者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 十一 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - 十二 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいずれかに該当するとき。
- 第五十条 [指定の取消し等] (抜粋)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

 - 一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - 十一 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

※児童福祉法や介護保険法にも、概ね同様の規定がある。

法令遵守・適切な手続きをお願いします

「改めて確認！」「定期的に確認！」

- 事業所・施設で、介護職員が医行為を行っていませんか？
- 全ての事業所・施設・従事者・利用者について、事前・事後の必要な手続きを適切に行っていますか？手続き漏れはありませんか？
- 施設・事業所として、手続き漏れや遅滞が生じない対応を検討していますか？
(対応例)定期的に自主点検を行う、複数の職員で確認する、
職員間で必要な手続きと期日を書面で可視化・共有する 等

- ※ 本日も案内したのは、必要な手続きの一部です。関係法令や県ウェブページ等を再度確認いただき、適正な手続き・法令遵守の徹底をお願いいたします。
- ※ ご不明な点は、お問い合わせください。

■ 県ウェブページ「登録特定行為事業者の登録手続き等について」

(<https://www.pref.miyagi.jp/site/tan-kyuin/touroku.html>)

「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)自主点検表」(※別添)を掲載しています。定期的な点検等に御活用ください。

(自主点検表は、上記ウェブページ中「7 登録状況等に係る自主点検について」に掲載しています。)

1 喀痰吸引等（特定行為）の実施の有無

貴事業所において、介護職員による喀痰吸引等の特定行為業務の実施はありますか。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	⇒「2 登録特定行為事業者 自主点検査」についても回答してください。 ⇒質問は以上となります。	

2 登録特定行為事業者 自主点検査

項目	内容	できている	一部できていない	できていない	該当無
(1) 特定行為業務従事者の認定に関すること	①特定行為業務を行う者は、登録研修機関での研修を修了し、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けていますか。 ※研修を修了しただけでは、特定行為業務を行うことはできません。 ※新たな対象者へ特定行為を実施する場合や既に認定を受けている利用者に対して認定を受けている特定行為以外の行為を実施する場合には、改めて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受ける必要があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②貴事業所の認定特定行為業務従事者は、認定を受けた利用者へ、認定を受けた特定行為のみを実施していますか。 ※認定証の交付がされていない従事者及び実地研修を修了していない介護福祉士等に対し登録特定行為を行わせた場合は、登録取消し又は業務停止等の処分の対象となり得ます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 事業者の登録に関すること	①登録特定行為事業者として登録している特定行為のみ実施していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<事業所で登録している行為>				
	<input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 <input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養				
	<職員が実施している行為>				
	<input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 <input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養				

項目	内容	できている	一部できていない	できていない	該当無
	② 下記の場合には、適切に登録変更届を提出していますか。 【あらかじめ提出するもの】				
	(ア) 法人の名称、所在地又は代表者を変更しようとする場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(イ) 事業所の名称、代表者又は所在地を変更しようとする場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(ウ) 事業者登録の内容を更新する場合 (特定行為を追加する場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	※認定特定行為業務従事者認定証を有する職員が配置されていても、登録喀痰吸引等事業者としてその特定行為が登録されていない場合は、特定行為業務を行うことはできません。 ※登録を受けていない特定行為を新たに実施しようとする場合には、事前に登録を受ける必要があります。 【変更から遅滞なく提出するもの】				
	(ア) 特定行為を行う認定特定行為業務従事者、又は特定行為を必要とする利用者の増減があった場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(イ) 業務方法書（業務規程）を変更する場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 医師、看護師等との連携確保に関すること	① 認定特定行為業務従事者による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示（医師の指示書等）を個別に受けていますか。 また、医師の指示書等での指示期間は有効なものとなっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 利用者の状態について、医師、看護職員が定期的に確認していますか。 また、確認頻度については、利用者ごとに定められていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 医師又は看護職員と認定特定行為業務従事者との適切な役割分担及び情報共有が図られていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ 利用者の希望、医師の指示及び心身の状況を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、特定行為の実施内容等を記載した計画書を作成していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	内容	できている	一部できていない	できていない	該当無
	⑤特定行為の実施ごとに実施結果を記録し、随時看護職員に報告していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥特定行為の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	また、提出頻度については、利用者ごとに定められていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦利用者の状態の急変等に備え、速やかに医師又は看護職員への連絡が行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	また、緊急時の連絡方法の更新及び見直しを随時行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑧医師又は看護職員を含む者で構成される安全委員会の設置等の対象者の安全を確保するために必要な体制を確保していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3 「一部できていない」又は「できていない」項目の対応及び改善について

項目番号	対応及び改善内容	改善時期
(例) (2) (ア)	法人の代表者（代表取締役）が変更されたことについて、変更届を速やかに提出します。	速やかに、○週間以内、○月○日まで 等

4 問合せ先

<p>〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号（宮城県庁）</p> <p>宮城県保健福祉部 精神保健推進室 発達障害・療育支援班</p> <p>電話 022-211-2543（平日 午前8時30分から午後5時15分まで）</p> <p>FAX 022-211-2597</p> <p>Mail seishin-ry@pref.miyagi.lg.jp</p> <p>【参考（喀痰吸引等に関するウェブページ）】</p> <p>https://www.pref.miyagi.jp/site/tan-kyuin/</p> <p>（詳しい手続方法の確認、申請書のダウンロードできます。）</p>
--



社会福祉施設における 防犯対策について

令和5年3月17日

宮城県環境生活部共同参画社会推進課

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針

- 平成19年3月に策定
- 学校や道路等の設置者(管理者)が防犯力を向上するために、**具体的に行うべき対策を記したマニュアル**



策定から10年が経過し、社会情勢も変化したことから、平成30年1月に改定

- 大規模小売店舗や**社会福祉施設における指針を追加**
- 防犯カメラのガイドラインを踏まえた内容を追加
- 各自点検できるようなチェック票を整備

宮城県防犯指針ウェブサイト

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/bouhanshishin.html>

防犯指針の構成

目指すべき方向性

- ① 犯罪の起こりにくい「**入りにくく, 見えやすい**」環境づくり
- ② **多様な主体(地域住民等)との連携**による犯罪を誘発する要因を除去

基本的な5つの考え方

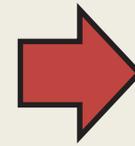
- イ 照度・見通しの確保
- ロ 犯罪被害対象への犯罪企
図者の接近の防止
- ハ 犯罪被害対象の防犯能力
の向上
- ニ 地域住民等の連携の強化
- ホ 防犯設備の効果的な活用

5つの基本的な考え方に基づく 6つの各種指針

- 児童等の安全の確保のための指針
- 道路等に関する指針
- 住宅等に関する指針
- 深夜商業施設に関する指針
- 大規模小売店舗等に関する指針
- 社会福祉施設等に関する指針**

施設における安全対策

犯罪が起こりにくい環境



「入りにくい」
「見えやすい」

入りにくい

- ◆ 出入口を限定する
- ◆ 来訪者は受付で対応し、名札等を交付する
- ◆ 施設内外をきれいに整備する



見えやすい

- 防犯カメラの設置
- 見通しを確保して死角を解消
(柵なども見通しを妨げない形状を)



社会福祉施設等に関する指針①

【施設利用者の安全を守るための設備の整備】

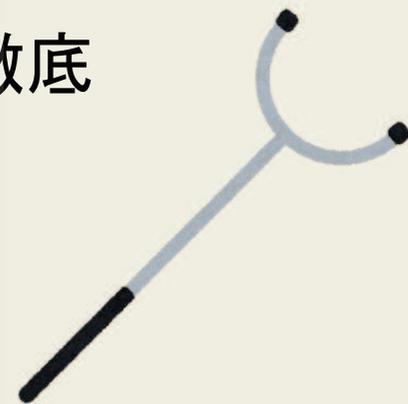
- 敷地内への不審者侵入防止対策
門扉, 防犯カメラ, センサーの設置等
- 敷地内での不審者の発見・排除対策
案内看板等を設置して, 受付までの動線を明確に
- 防犯設備の日常の点検
出入口, 鍵の管理, 防犯カメラ等の定期的な点検
- 防犯カメラの効果的な活用
「防犯カメラ作動中」などの表示



社会福祉施設等に関する指針②

【施設利用者の安全を守るための防犯対策】

- 所内の体制と職員の共通理解
安全対策の責任者の設置，マニュアルの作成
- 来訪者の確認の徹底
全ての来訪者を受付へ，来訪者証の交付
- 安全を守るための器具等の整備
さすまた，催涙スプレーの設置，管理の徹底
- 安全を守るための訓練の実施
- 施設開放時等の安全確保
- 地域や関係機関等との連携



社会福祉施設等に関する指針③

社会福祉施設等の安全の確保のための指針チェック票

社会福祉施設等の安全対策		
確認項目	措置内容	チェック欄
門扉等 (指針58P)	○不審者侵入防止のため、門扉等を設置し、道路や敷地の境界線を明確にしているか。	<input type="checkbox"/>
	○事務室等から死角とならない位置に配置されているか。	<input type="checkbox"/>
	○人の出入りを感知するセンサー付きライト等は設置されているか。	<input type="checkbox"/>
窓 (指針58P)	○消防署等関係機関に確認の上、防犯フィルム等をはり付けるなど、窓ガラスは防犯性能が高いものか。	<input type="checkbox"/>
鍵、暗証番号 (指針59P)	○警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更し、元職員や元利用者など関係者以外の者が不正に侵入できないようになっているか。	<input type="checkbox"/>
受付 (指針59P)	○受付において来訪者を確実にチェックしているか。	<input type="checkbox"/>
	○来訪者に識別用の来訪者証等を着用させているか。	<input type="checkbox"/>
	○ミーティング等を行い、当日の来訪者について職員が把握しているか。	<input type="checkbox"/>
侵入時に備えた器具 (指針60P)	○さすまた等の不審者侵入時に備えた器具を整備しているか。	<input type="checkbox"/>
	○さすまた等の器具は普段は利用者等が使用できないように管理されているか。	<input type="checkbox"/>
防犯訓練 (指針60P)	○不審者侵入等の緊急事態を想定した訓練を実施しているか。	<input type="checkbox"/>

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり 各種防犯指針 各論(一部抜粋)

児童等の安全の確保のための指針

- 学校の安全対策 不審者の侵入防止対策や地域住民との連携を行う。
- 通学路の安全対策 危険な場所を把握・周知し、登下校時の見守り活動を行う。
- 被害防止教育の推進 子ども自身の防犯力を高める教育や訓練を行う。

道路等に関する指針

- 道路・公園・駐車場等 必要な照度を確保するとともに、見通しをよくする。
- その他 子ども110番の家等非常時の避難場所や通報場所を確保する。

住宅等に関する指針

- 共同住宅 共用部分：管理人の設置や防犯カメラ等で防犯力を高める。
専用部分：鍵やインターホンの機能を高め、防犯力を高める。
- 一戸建て住宅 住戸部分：防犯性の高い鍵や窓ガラスにする。
敷地内：見通しのよい柵にする(2階への侵入経路にならないよう注意)。

深夜商業施設等に関する指針

- 設備(ハード) 特にATMやカウンター等現金がある場所に留意し、防犯力を高める。
- 人(ソフト) 安全対策の責任者を置き、定期的な巡回や従業員への防犯指導を行う。

大規模小売店舗等に関する指針

- 設備(ハード) 特にATMやカウンター等現金がある場所に留意し、防犯力を高める。
- 人(ソフト) 安全対策の責任者を置き、定期的な巡回や従業員への防犯指導を行う。

社会福祉施設等に関する指針

- 設備(ハード) 利用者の安全を守るための防犯設備を整備する。
- 人(ソフト) 防犯マニュアルの整備や防犯訓練の実施等、防犯意識を高める。

具体的な内容については、
下記HPでご確認ください。

宮城 防犯指針 検索

(「チェック票」も確認できます)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/bouhanshishin.html>



宮城県環境生活部共同参画社会推進課 安全・安心まちづくり推進班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL: 022-211-2567 FAX: 022-211-2392

H P: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/enzenplan.html>
(平成30年3月発行)

犯罪のない みやぎ安全・安心まちづくり 各種防犯指針

平成29年度
改定版

「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」(以下「防犯指針」という。)は、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」に基づき、安全・安心まちづくりを進めるための具体的な指針として、平成19年3月に策定されました。

防犯指針の策定から10年以上が経過し、社会情勢も変化していることから、県で平成28年度に策定した「安全・安心まちづくり基本計画(第3期)」及び「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を踏まえ、この度、防犯指針を改定しました。

防犯指針は、基本的な5つの考えのもと、6つの指針から構成されています。

基本的な5つの考え方

- 1 照度・見通しの確保
- 2 犯罪被害対象への犯罪企図者の接近の防止
- 3 犯罪被害対象の防犯能力の向上
- 4 地域住民等の連携の強化
- 5 防犯設備の効果的な活用

児童等の安全の確保のための指針

道路等に関する指針

住宅等に関する指針

深夜商業施設等に関する指針

大規模小売店舗等に関する指針

社会福祉施設等に関する指針

改定のポイント

1 新たに2つの指針を追加

- (1)大規模小売店舗等に関する指針
平成19年の策定時から、宮城県内にも大規模小売店舗等が増加したことから新たに追加しました。
- (2)社会福祉施設等に関する指針
平成28年7月に発生しました、神奈川県相模原市の社会福祉施設において多数の入所者が殺傷される事件を受けて、新たに追加しました。

2 防犯カメラに関する記載を追加・修正

防犯カメラの持つ犯罪の抑止効果に対する期待が高まっていることから、防犯カメラのガイドラインを踏まえた内容を全体を通して、追加しました。

3 各指針ごとの「チェック票」を作成

施設の管理者や県民の皆様が、自ら防犯体制上、注意すべき点を確認できるよう、各指針ごとに具体的な確認項目をまとめたチェック表を作成しました。



様々な場所・シチュエーションにおいて、犯罪から身を守るために共通して効果的な対策をまとめました。

詳細については、最終ページ記載HPから冊子版をご覧ください。

方向性

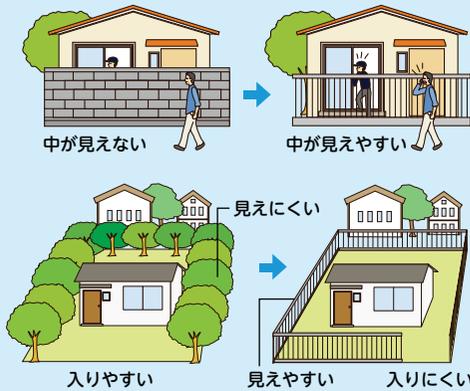
犯罪の起きやすい環境に着目し、犯罪を誘発する要因を除去することで、「犯罪が起きにくい環境づくり」を目指します。

1 「入りやすく、見えやすい」環境づくり

犯罪者は、「誰かに見られないか」「仮に見つかった場合に逃げる場所があるか」といったことを考えながら犯罪を行います。

そのため、見えにくい場所や入りやすい場所（つまり逃げやすい場所）を犯罪者は好む傾向がありますので、その逆である「入りやすく、見えやすい」場所が多いまちづくりを目指します。

なお、物理的な見えやすさだけでなく、「地域活動が盛んにおこなわれている」等心理的に目が行き届いていることも犯罪の抑止につながります。



2 多様な主体との連携

防犯の基本理念である「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域で守る」に基づき、県民、事業者、防犯団体など、地域が一体となって防犯活動を行うことで、犯罪の起きにくい環境づくりを目指します。



基本的な5つの考え方

1 照度、見通しの確保

犯罪者は「誰かに見られているかもしれない」と思うと犯罪を思いとどまります。

- 夜間でも人の行動を視認できるよう防犯灯を設置。
- 街路樹は見通しがきくよう、低木か、樹冠の高い木に。
- ブロック塀より、見通しのよい柵の方が効果的。



3 犯罪被害対象の防犯能力の向上

犯罪被害にあわないよう人や物の防犯力を向上させます。

- 夜間でも人の行動を視認できるよう防犯灯を設置。
- 日頃から防犯の意識を高めるため、被害防止教育等を行う。
(特に子ども・女性・高齢者・外国人等配慮が必要な方に対して実施)
- 「車にイモビライザー（電子的なキーの照合システム）をつける」、「窓ガラスに防犯フィルムを貼る」、「玄関に補助錠をつける」等、防犯性を高める。



5 防犯設備の効果的な活用

防犯カメラや防犯灯、防犯警報設備等を効果的に活用し、犯罪の未然防止に努めましょう。

※防犯設備（ハード面）を効果的に活用するためには、人的な防犯活動（ソフト面）の充実が不可欠です！

※防犯カメラにつきましては、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」をご参照ください。



宮城 防犯カメラ 検索

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/bouhankamera.html>



2 犯罪被害対象への犯罪企図者の接近の防止

犯罪を起こそうとしている人が、物理的に近づけないようにすれば、自ずと犯罪被害にあふ確率が減少します。

- ガードレール等を設置し、バイク等によるひったくりが近づけないようにする。
- 駐車場等柵等で周囲を区分する。



4 地域住民等の連携の強化

地域住民たちが「自分たちのまち」であるという意識を持ってコミュニティを形成し、連帯感が醸成されることで、犯罪を起こそうとする人に「不審な行動をすれば目立ってしまう」と思わせませす。

- 防犯活動だけでなく、清掃活動等も行う。
- ゴミや落書きが放置されていると犯罪が発生しやすくなります。
(割れ窓理論)
- 事業者のCSR活動と連携して防犯活動を行う。



防犯指針の活用方法

ステップ1

冊子の最後に添付されている「チェック票」を活用して、危ない箇所をチェックします。

ステップ2

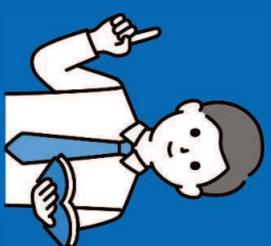
チェック票で充分でない項目については、チェック票の確認項目欄に記載されているページを確認し、防犯対策を講じます。

ステップ3

定期的に「チェック票」を活用した安全対策が維持されているか確認するとともに、実際に防犯訓練を実施する等、防犯力を高めます。

皆さんのために

防犯の専門家



を派遣します。

宮城県では、「地域の安全は地域で守る」ために各地域で実施している「安全・安心まちづくり運動」を支援しています。地域で開催する講習会などに、防犯に関する専門家を講師として無料派遣しますので、ぜひご利用ください。

※講習会等の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底をお願いいたします。また、感染状況によって講師派遣を中止させていただく場合がありますのでご了承ください。

派遣対象

地域で開催される講習会や会合など。10名程度の少人数からでも対応できます。講演時間なども含め、お気軽にご相談ください。

派遣講師（例）

- ◆ 大学教授(犯罪社会学, 犯罪心理学)
- ◆ 防犯の講演をしている方
- ◆ 県職員(防犯担当)
- ◆ 警察官
- ◆ その他, 防犯関係の業務に従事している方

講演内容（例）

- ◆ 施設等における防犯対策講話, 不審者対応訓練・護身訓練
- ◆ 地域における防犯対策, 防犯カメラの効果的な活用に関すること
- ◆ 効果的なパトロールのやり方(危ない場所の見分け方)
- ◆ 女性や子どもが犯罪に遭わないための対策
- ◆ 特殊詐欺被害防止に関すること

※上記以外の内容でも可能な限り対応しますので、ご相談ください。

派遣にかかる費用

無料!

※講師への謝金及び交通費を県が負担します。それ以外の経費(会場費など)は、実施団体で負担してください。

派遣時期

随時派遣

- 開催のおおむね1か月までに下記お問い合わせ先に連絡し、希望の日程をお伝えください。
- 候補日を複数用意していただいた方が安心です。

申込方法

- 1 下記お問い合わせ先に連絡します。
希望する講演内容や日程などについてお話しください。
- 2 「地域安全教室講師派遣申請書」に必要事項を記載します。
申請書は、宮城県ホームページからダウンロードしてください。
- 3 申請書の提出先は、
開催場所にある市町村の安全安心まちづくり担当課 **注意**
です。
- 4 後日、市町村を通じて県からの通知書が送られてきます。

活用事例



【お問い合わせ】

宮城県環境生活部共同参画社会推進課

安全・安心まちづくり推進班

TEL：022-211-2567

FAX：022-211-2392

Eメール：kyoshas@pref.miyagi.lg.jp

申請書はこちら↓
(ホームページ)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/anzen/kyoshitsu.html>



仙台・宮城観光PRキャラクター
「むすび丸」